

## 生前贈与が相続に与える影響について

布川法律事務所

弁護士 布川 博 良

### 1 生前贈与が相続に与える影響

相続開始の後に①遺産分割②遺留分減殺請求の場面で問題となる。

#### (1)ア 遺産分割とは

被相続人が死亡時に有していた財産について個々の相続財産の権利者を確定させる手続。

共同相続の場合には、相続財産が各々の相続分に従って複数の相続人に暫定的に帰属している（遺産共有）ので、この終局的な帰属を確定するために遺産分割を行うことになる（民法909条）。

#### イ 生前贈与が与える影響

遺産を分ける際の相続分の計算方法が修正される（単純に残った遺産を法定相続分で分割するという方法ではなくなる）。

#### (2)ア 遺留分減殺請求とは

一定の相続人が受けることを保証するために遺産について法律上必ず留保されなければならないこととされている一定割合（遺留分）を遺言や生前贈与などで侵害されたときに、その効力の全部又は一部を否定することができる請求権。

#### イ 生前贈与が与える影響

生前贈与そのものが遺留分を侵害するものとして否定される場合がある。

### 2 遺産分割と生前贈与

#### (1) 条文

民法903条

「共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定により算定した相続分（法定相続分等）の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。」

#### (2) 特別受益に該当した場合の計算方法（持戻し）

被相続人から相続人の一部に生前贈与がなされ、これが特別受益と評価されたときは

- ① 相続分の計算上当該贈与を相続財産に加算して（これを「持戻し」と言う。）「みなし相続財産」を算定し
- ② これに法定相続割合を乗じて算出した一応の相続分から
- ③ 贈与又は遺贈の価額を控除して、各相続人の具体的相続分を算定する。

（計算例）

被相続人Xが死亡し、その遺産をその子A及びB（法定相続分2分の1ずつ）が相続

した。遺産の評価額は3000万円である。Xは、その生前、Aに対し2000万円の生前贈与をしている。

i みなし相続財産の算定

遺産3000万円+生前贈与2000万円=5000万円

ii A及びBそれぞれの一応の相続分

5000万円(i) × 法定相続分2分の1 = 2500万円

iii A及びBそれぞれの具体的相続分

Aの具体的相続分

2500万円(ii) - 生前贈与2000万円 = 500万円

Bの具体的相続分

2500万円(ii)

iv 結論

遺産3000万円に対してAは500万円の、Bは2500万円の具体的相続分を有する。

(3) どのような贈与が特別受益に該当するか

基準：遺産の前渡しとみられる贈与であるか否か

ア 持参金、支度金、結納金

まとまった金額であれば特別受益に該当する可能性あり

イ 挙式費用

該当しない

ウ 新築祝い、入学祝い

社会的儀礼の範囲内であれば該当しない

エ 遊興費に充てるための贈与

該当しない

オ 学資

親の扶養義務の一環とみられるかどうかは判断基準。

カ 生活費の援助

親の扶養義務の範囲内であれば特別受益とはならない

キ 借地権の無償譲渡

借地権相当額の特別受益が認定される

ク 遺産である土地の上に相続人の一人が被相続人の許諾を得て建物を建て、その土地を無償で使用

使用借権相当額（地代相当額ではない）の特別受益が認定される可能性あり

ケ 被相続人の建物に無償で居住

被相続人と同居・・・特別受益に該当しない

被相続人とは独立して居住・・・解釈はわかれる

使用借権相当額の特別受益を認める見解⇔特別受益を認めない見解

(4) 死亡保険金の特別受益該当性について

ア 最高裁判所第2小法廷決定平成16年10月29日

原則：死亡保険金請求権又はこれを行使して取得した死亡保険金は原則として特別受益にならない。

例外：保険金受取人である相続人その他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認できないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により死亡保険金請求権又はこれを行使して取得した死亡保険金は特別受益に準じて持戻しの対象となる。

特段の事情・・・保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの事情を総合考慮して判断。

イ 具体的事例について

(5) 持戻しの免除について

ア 被相続人は、意思表示によって特別受益の受益分の持戻しを免除することができる（民法903条3項）。被相続人が相続開始時までに特別受益を遺産分割において持ち戻す必要がない旨、明示又は黙示に意思表示をしていれば、持戻し計算をする必要はない。

イ 明示の意思表示

例) 遺言書に「遺言者は、平成●年●月●日、Aに金2000万円を贈与しているが、当該贈与については遺言者の相続に関して特別受益としての持戻しを免除する。」旨記載する。

ウ 黙示の意思表示

以下のような場合に黙示の意思表示があったとされる。

例) 身体的ないし精神的障害のある子への贈与  
相続人である妻の老後の生活を支えるための贈与  
寄与や貢献に報いるための贈与

(6) 具体的手続について

① 当事者間で協議

↓ 合意不成立

② 調停手続（一方当事者の申立によって開始）

調停委員会：1名の審判官（職業裁判官）と2名の調停委員で構成。

調停委員は40歳から70歳未満の人で、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士などのほか、社会の各分野から選ばれる。

↓ 調停不成立

③ 審判手続

遺産分割の方法を裁判所が決定する。

審判の内容に不服のある当事者は2週間以内に不服申立てをする必要がある。不服申立て

をすると上級審に移審。

### 3 遺留分減殺請求と生前贈与

#### (1) 条文

民法1028条

「兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける

- 1 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の3分の1
- 2 前号に掲げる場合以外の場合 被相続人の財産の2分の1」

民法1029条

「遺留分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除してこれを算定する。」

民法1031条

「遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。」

#### (2) 遺留分減殺請求と生前贈与

相続人の一人に対してなされた特別受益としての生前贈与は、時期や当事者の主観を問わず、全て遺留分減殺請求の対象となりうる。

→これに対して第三者への生前贈与は、①相続開始前1年間になされたもの又は②当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってなされたものに限って遺留分減殺請求の対象となる。

#### (3) 遺留分権利者

相続人のうち、被相続人の配偶者、子、直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母など）にあたるもの。兄弟姉妹は被相続人に子や直系尊属がいなければ相続人にはなるが、遺留分は認められない。

子や親のいない被相続人Xが、保有資産の90%に相当する財産を配偶者Aに生前贈与していた場合、Xの兄弟Bは、残された10%の遺産について相続する権利を有し、遺産分割の当事者にもなるが、Aに対する生前贈与につき遺留分減殺請求を行使することはできない。

#### (4) 遺留分侵害額の算定

##### ① 遺留分の基礎となる財産額の算定

相続開始時の財産 + 贈与財産 - 相続債務

※ みなし相続財産との違い

寄与分が考慮されない

相続債務が控除される

参入される贈与は相続人への贈与に限られない

##### ② 遺留分額の算定

①×民法1028条に定める割合×法定相続分の割合

※ 民法1028条に定める割合

直系尊属のみが相続人である場合 1/3

それ以外の場合 1/2

(直系卑属のみ、直系卑属と配偶者、直系尊属と配偶者、配偶者のみ)

③ 遺留分侵害額の算定

②－ (遺留分権利者が相続で取得した財産の額＋遺留分権利者の特別受益額＋遺留分権利者が受けた遺贈額)

(計算例)

被相続人Xが死亡し、その遺産をその子A及びB (法定相続分2分の1ずつ) が相続した。遺産の評価額は1000万円である。Xは、その生前、Aに対し5000万円の生前贈与をしている。

Bは当該生前贈与につき遺留分減殺請求権を行使した。

i 遺留分の基礎となる財産額の算定

遺産1000万円＋生前贈与5000万円＝6000万円

ii 遺留分額の算定

6000万円 (i) ×民法1028条に定める割合 1/2×法定相続分の割合 1/2＝1500万円

iii 遺留分侵害額の算定

1500万円 (ii) － Bが相続で取得した財産の額 (1000万円×1/2＝500万円) ＝1000万円

iv 結論

Bは、Aが受けた5000万円の生前贈与のうち1000万円を否定できる。

(5) 遺留分減殺請求権の効果 (価額弁償)

原則：現物の所有権移転

前記の例で言えば、生前贈与の財産が不動産や株式だった場合、Bの遺留分減殺請求権の行使により、その1000万円／5000万円＝1/5 に相当する持分がBに移転することになる。

例外：価額弁償

減殺請求の相手方は、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる (民法1041条)。前記の例でいえば、AはBに1000万円を支払えば、贈与を受けた財産に関する持分の移転を防げることになる。

なお、遺留分の基礎となる財産額の評価基準時は相続開始時であるが、価額弁償の額を算定する際の基準時は価額弁償時である。

前記の例で相続時に時価5000万円であった生前贈与の対象財産が価額弁償時に7500万円まで値上がりしていた場合、AがBに対して支払う価額弁償額は  
7500万円×(1000万円／5000万円)＝1500万円  
となる。

(6) 遺留分の放棄

ア 相続開始前の遺留分の放棄

遺留分権利者は、相続開始前に家庭裁判所の許可を得て遺留分を放棄することができる(民法1043条)。

イ 相続開始後の遺留分の放棄

自由に放棄することができる。家庭裁判所の許可はいらない。

(7) 持戻しの免除との関係

生前贈与について、持戻し免除の意思表示がある場合においても、その贈与は遺留分算定の基礎となる財産に参入させる。

(8) 具体的手続について(消滅時効に注意)

① 遺留分減殺請求の行使

相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈のあったことを知った時から1年で時効による消滅。相続開始から10年を経過すれば除斥期間により消滅する。

② 調停手続

家庭裁判所で行う

調停不成立

③ 通常訴訟

遺留分減殺請求行使により移転した物の引渡を求める一般の財産事件と扱われているので、家庭裁判所の審判手続ではなく、地方裁判所又は簡易裁判所(訴訟の目的物の価額が140万円を超えない場合)で通常訴訟手続にて審理される。

(判決文の例)

減殺請求の対象が不動産だった場合

「被告(贈与を受けた人)は、原告(遺留分権利者)に対し、別紙財産目録記載の土地の持分4分の1につき、平成●年●月●日遺留分減殺を原因とする所有権一部移転の登記手続きをせよ」

減殺請求の対象が金銭だった場合

「被告は、原告に対し、金●円を支払え。」

被告により価額賠償の意思表示がされている場合

「被告は、原告に対し、被告が原告に対して民法1041条所定の価額の弁償として金●円の支払をしないときは、別紙財産目録記載の土地の持分4分の1につき、平成●年●月●日遺留分減殺を原因とする所有権一部移転の登記手続きをせよ。」